じゅんぷう広報誌（季刊）
えがお
第26号
平成26年9月1日発行
発行元（福）堀川健康会
介護老人保健施設じゅんぷう広報委員会
平成二十年六月一日創刊

春風駘蕩～風の便り～

油照りと呼ばれる当地の夏。そのなごりの日々に、僅かながらも涼風の兆しが感じられる長月になりました。それにしても四季の国であったはずが、今や夏と冬ばかり幅を利かせて、その傍らで春と秋とがしょんぼりと肩身を狭くしているような近年の気候です。

ところで八月九月は、一ケ月余りのうちにお盆からお彼岸が連なります。そのため、魂や霊というようなものについて、あらためて思索を深める方も多いのではないでしょうか。

かく云う私も、とりとめなく思いを巡らせておりましたところ、先日、味わい深い一節を見つけましたので紹介します。

「霊界というのは生きている人の脳にある記憶の宇宙で、その星空から故人が流れ星となって降ってくる。そして夢のなかで、思い出を語りあって交感し、楽しいひとときを過ごすのである。」（嵐山光三郎：週刊朝日七．十八より抜粋）：過ぎし送り火の残像が、一段と情趣豊かに思い出されます。

施設長　吉田巌

～施設新人歓迎会～

毎年恒例となりました新人職員歓迎会を行いました。会の司会進行は昨年度採用の職員が中心となり行い、非常に楽しく有意義な会となりました。これまで在職していた職員も新人職員同様、気持ちを新たにより良いサービスの提供に取り組んでいきたいと思います。

相談室よりこんにちは

「通所リハビリや入所サービスもこのようなお問合せがよく寄せられます。医療費控除の対象になりますか」

医療費控除は医療費だけではなく介護にかかった費用（一定の要件有り）も対象になっており、介護保険の給付対象外の費用も含まれる場合がありますと・・・

◎居宅サービス
対象→訪問看護や通所リハビリ等
要件付き（医療系サービスと併用）で対象→通所介護や訪問入浴等
対象外→福祉用具貸与等

◎施設サービス
対象→介護老人保健施設などの施設サービス費と居住費、食費の自己負担額（特別養護老人ホームなどは二分一相当額）

前述のように、在宅サービスでは医療系サービスが対象となりますが、医療系サービスと併用で利用している場合に限り、医療系以外のサービスも対象となります。

※医療費控除には領収書が必要ですのでご確認下さい。

じゅんぷうでお渡ししている領収書にも医療費控除の額が記されていますが、紛失されないようにご注意下さい。

職員紹介

今回は療養棟五階フロアよりご紹介させて頂きます。

○上條有世（かみじょうともよ）（写真右）
「丁寧なケアを心掛けます。よろしくお願いします。」

○西那忍（にしなしのぶ）（写真中央右）
「持ち前の笑顔でご利用者様と楽しく毎日を過ごしたいです。」

○鎌田浩平（かまだこうへい）（写真中央左）
「ご利用者様の笑顔を大切に丁寧に対応させて頂きます。宜しくお願いいたします。」

○今中真人（いまなかまさと）（写真左）
「安心して頂けるようなケアを提供できるよう一生懸命頑張ります。」

じゅんぷうHP
http://www.junepooh.com/

施設のこだわりケア

じゅんぷうではご利用者様の「普段通り」の暮らしをサポートするため様々なこだわりを持って日々のケアを行っています。今回はそのこだわりケアの一つを紹介させて頂きます。

当施設では姿勢を正しく保って頂く事を大切にケアを行っています。正しい姿勢とは足の裏が床につき安定して座って頂けることと考えています。このたため左の写真からもご覧頂けるようにたくさんの種類のイスをご用意しています。食事時は基本的に車椅子からイスに移って頂き食事に適した姿勢で召し上がって頂きます。正しい姿勢で食べることで飲み込みなどの事故を予防することができると共に、食べこぼしを最小限にすることができます。これらから食事用のエプロンを当施設では使用せずにタオルなどで代用することができていま す。またイスに移る動作をとることで運動の機会を確保することができ、自然な形でリハビリを行うことができると考えています。

イスの高さ選択について・・・
しっかりと足の裏が床につくように、膝から足の裏までの長さに合わせています。